

建築士制度小委員会（第４回）議事要旨

日 時：平成１９年９月２１日（金）10:00～12:00

場 所：国土交通省合同庁舎３号館１１階特別会議室

出席者：村上小委員長、青木委員、金子委員、木原委員、河野委員、久保委員、笹田委員、戸田委員（代理）、服部委員、藤本委員、牧村委員（代理）、町井委員、三栖委員

〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 国土交通省より、中央建築士審査会で中間とりまとめを行った一級建築士試験の試験内容の見直しの方向性について、報告があった。
- 国土交通省より、講習制度に関して論点整理の説明を行った。
- 国土交通省より、建築士受験資格見直しについての論点整理の説明を行った。
- 上記説明に関し、委員より、以下の発言があった。

《定期講習について》

- ・ テキストを参照しながら行う修了考査で、かつ、内容の理解度を確認する修了考査であれば、○×式とは言え、１時間、３０問程度でよいのではないか。
- ・ 講習については、講義の内容や修了考査の水準等について、最低限のレベルを調整する必要があるが、そのうえで、登録講習機関ごとの講義内容等についての自由度、工夫を認める余地を残すべき。
- ・ 修了考査の公平性が重要。考査問題についてはそれぞれの登録講習機関が作成するより、まとまって作成した方が効率的であり、公平性も担保される。何らかの工夫を検討してほしい。

《構造／設備設計一級建築士講習等について》

- ・ 構造設計一級建築士について、木造建築についても講義を実施すべき。
- ・ 講義の内容として、法適合確認については必要であるが、構造設計や設備設計についての講義や修了考査は不要ではないか。
- ・ （上記意見に対し、）高度な建築設計を行う建築士として、きちんと設計の知識について講義を行い、修了考査で確認すべき。
- ・ ３～４日の講習では建築士の負担が大きい。短縮できないか。

《受験資格（実務経験要件）について》

- ・ 建築士が、施工分野においても活動し、建築の質の向上に寄与してきたことを踏まえ、施工管理の経験も実務経験とすべき。
- ・ 設計・工事監理という建築士の業務に必要な訓練をきちんと受けている必要がある。
- ・ 大学院において実務訓練を行っているような大学も幾つかあるので、これらについても幅広く実務経験として認めるべき。

《その他》

- ・ 審議会においては、ディテールを通じて基本的な性格に関わる議論を行うものの、制度の大枠についてきちんとした議論を行うべき。